

2018年9月1日

「次世代育成支援対策推進法」への対応

一般事業主行動計画

岩谷情報システム株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成30年4月1日～平成33年3月31日 までの3年間

2. 内容

目標：仕事と子育ての両立を推進する制度について
常に改善を行ない、その周知や情報提供を行う

< 対策 >

○ 就業規則の改訂と周知

- ・母性保護関連条文を就業規則に一体的に記載し、
社員の理解を促進する。(H30.4.1.)

○ 時短措置対象者の養育する児童の拡大

- ・子を養育する社員の時短措置対象を小学校未就学の子までから、
小学校3年末日までの子に拡大する。(H30.4.1.)

以上